

令和 8 年度

資産等報告書審査意見書 (案)

令和 8 年 8 月 24 日

大野城市政治倫理審査会

当審査会は、大野城市政治倫理条例（平成8年条例第35号、以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき大野城市長から求められた令和8年6月25日付8大政倫第4号「令和8年度資産等報告書の審査について（依頼）」について審査を行った。

その審査の経過及び結果は、下記のとおりであったので、条例第8条第3項の規定に基づき、資産等報告書審査意見書として提出するものである。

記

1 審査の概要

（１） 審査の対象となった資産等報告書

条例第8条第1項の規定により、当審査会に提出された資産等報告書は、〔資料1〕のとおり報告義務者（市長、副市長、教育長、市議会議員）23人、報告義務者の配偶者等18人、及び扶養又は同居の親族21人、合計62人に関するものであった。

報告義務者	23人
配偶者等	18人
扶養又は同居の親族	21人
〔合計〕	62人

（２） 審査会の開催状況

令和8年6月25日(木)から令和8年8月24日(月)までの間に、審査会を4回開催した。審査会の開催日時及び場所等は、〔資料2〕のとおりである。

（３） 審査の方法

資産等報告書の審査は、当審査会が平成2年に決定した『資産等報告書の審査方法について』〔資料3〕に従って行った。

具体的な審査事項は、次のとおりである。

- ① 基本的には、条例の制定目的である「自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めること」に基づき、自己の利益が図られていないかを審査するため、『資産等報告書の審査方法について』の「2 書面審査」に規定されている単年度関連項目の比較対照及び数年度同一項目との比較対照により審査した。
- ② 具体的には、本年度提出があった資産等報告書の記載事項から不動産と固定資産税の納付状況や地位及び肩書とその給与の収入状況など関連項目の比較対照により疑問点を抽出するとともに、本年度提出分と前年度提出分の資産、収入及び贈与、地位及び肩書、税等の納付状況の記載内容につき個別的に同一項目を比較対照することにより、その変動の有無を中心として審査した。

2 審査結果

条例第8条第1項の規定に基づき、当審査会に提出された資産等報告書を審査した結果は、次のとおりである。

- (1) 条例第1条の目的に規定されている「自己の地位による影響力を不正に行使する」などの倫理に反する行為があったとの疑義を生じるものはなかった。
- (2) 虚偽報告等については、次のとおりである。
 - ① 提出拒否者及び提出遅滞者の有無
正当な理由なく資産等報告書を提出しなかった者、及び提出が遅れた者はなかった。
 - ② 虚偽報告の有無
虚偽の報告と認められるものはなかった。

3 審査意見

審査にあたっては、給与・報酬の増減、資産の増減、負債の減少及び税の増減等を中心として書面審査を行った。

その結果、4名の資産等報告書については記載誤りと見受けられるものが確認され、1名の資産等報告書については記載内容に疑問が生じたため、口頭による確認又は文書による照会を行った。

その結果、疑問を解消するに足る回答が得られた。ただし、記載誤りが見受けられた点については、今後、誤記及び記載漏れがないよう、提出前に十分確認をしていただきたい。

4 付属意見

山上議員については、今後、相続の状況に動きがあった場合、その変化が資産等報告書に適切に反映されることを期待する。

令和8年8月24日

大野城市政治倫理審査会

会 長	大 野 慶 樹
副 会 長	岡 田 麻 里
委 員	道 山 治 延
委 員	南 谷 博 子
委 員	松 永 史 帆
委 員	檜 木 雅 彦

資 料

資 料 目 次

〔資料１〕 報告義務者一覧表	6
〔資料２〕 審査会の開催日時及び会議内容	7
〔資料３〕 資産等報告書の審査方法について	8
〔資料４〕 資産等報告書に対する照会事項及び回答	10
〔資料５〕 政治倫理審査会委員名簿	11

令和 8 年度 報告義務者一覧表

整理 番号	報告義務者	配偶者等及び 同居の親族等	整理 番号	報告義務者	配偶者等及び 同居の親族等
1	堤 かなめ	2 人	13	永利 恭子	1 人
2	橋本 成宣	2 人	14	原田 真光	2 人
3	元主 浩一	0 人	15	平井 信太郎	2 人
4	井上 正則	1 人	16	平田 不二香	0 人
5	井福 大昌	1 人	17	福澤 信光	3 人
6	大塚 みどり	1 人	18	岡部(前村)かおり	3 人
7	河野 敏生	1 人	19	松崎 正和	1 人
8	河村 康之	3 人	20	松崎 百合子	1 人
9	神田 徳良	5 人	21	松田 美由紀	3 人
10	関井 利夫	1 人	22	森 和也	0 人
11	中村 真一	4 人	23	山上 高昭	2 人
12	中村 慎一郎	0 人			

審査対象者 62 人

〔内訳〕 ① 報告義務者 ⇒ 23 人
 ② 配偶者等 ⇒ 18 人
 ③ 扶養又は同居の親族 ⇒ 21 人

令和８年度 審査会の開催日時及び会議内容

開催日時・場所	会議内容
6月25日（木） 午後5時 市役所 本館3階 庁議室	委嘱状交付 会長・副会長の選出 資産等報告書の審査依頼
7月14日（火） 午後5時 市役所 本館3階 庁議室	資産等報告書の審査
8月4日（火） 午後5時 市役所 本館3階 庁議室	資産等報告書の審査
8月24日（月） 午後5時 市役所 本館3階 庁議室	審査意見書（案）について 審査意見書の提出

資産等報告書の審査方法について

平成2年5月21日
大野城市政治倫理審査会

大野城市政治倫理審査会における資産等報告書の審査方法については、原則として、次の順序及び方法によって審査を行うものとする。

1. 審査順序

(1) 審査は、資産等報告書綴りの前から順番に行うものとする。

2. 書面審査

(1) 委員各自が資産等報告書の記載事項について比較対照し、疑問点を抽出する。

① 単年度関連項目の比較対照

【例】(ア) 利子と債権、貯金

(イ) 配当金と株式取引

(ウ) 賃貸料と不動産

(エ) その他（事業収入）と営業不動産・動産

(オ) 不動産と固定資産税

(カ) 地位と給与

② 数年度同一項目の比較対照

3. 文書による説明依頼

(1) 審査会が上記2の記載内容について疑問点があると認める場合は、報告者に対し文書による説明を求める。説明依頼に応じるか否かは、報告者の任意である。

① 書面審査終了後、すべての報告者の指摘事項をまとめ、表現方法及び公平の見地からの必要な調整を加えたうえ、各報告者にそれぞれ文書による説明を求めるものとする。

② 文書回答の審査

(ア) 文書回答の審査の結果、審査会において、なお疑問があると認めるときは、再度、文書による説明を求めることができるものとする。

(イ) 文書による説明を求められた者が正当な理由なく期限までに回答書を提出しない場合は、文書回答を拒んだものとして次の段階の審査に移るものとする。

③ 文書による説明の依頼に対し、「文書に代え審査会に出席して説明する」旨の要請があったときは、すべての文書回答について書面審査が終了した後に説明を受けるものとする。

〔資料3〕

4. 疎明資料の提出依頼

- (1) 上記3の説明によってもなお疑問が残るときは、報告者にその主張を裏付ける資料の提出を求める。提出依頼に応じるか否かは、報告者の任意である。
- (2) 疎明資料の提出については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 疎明資料は、それぞれの事案について審査会の審議を通じて、個々具体的に決定するものとする。

【例】 (ア) 給与支払証明書（収入関係）

(イ) 取引内容証明書（有価証券関係）

(ウ) 金銭消費貸借契約書、借用書（貸付金、借入金関係）

(エ) 預貯金残高証明書（預貯金関係）

(オ) 登記簿謄本、固定資産税評価証明書（不動産関係）

(カ) 住民票、戸籍謄本（抄）本

(キ) 確定申告書（控）

- ② 疎明資料の提出については、すべての報告者に対し一律に関係資料の提出を求めることはせず、文書による説明を終えた段階で特に疑問のある報告者に限って、提出を求めるものとする。
- ③ 疎明資料の提出を求める場合は、提出を求める報告者に対し、疑問の内容及びその資料を必要とする理由を明記して通知するものとする。
- ④ 疎明資料の提出及び提出された資料の審査に当たっては、提出者及び第三者のプライバシーを尊重するように努め、審査上不必要な部分については、目隠し又は塗り潰し等の措置をとるものとする。

5. 事情聴取

- (1) 上記3の説明及び上記4の資料の提出によってもなお疑問点が解明できないとき、及び上記3の説明及び上記4の資料の提出に応じないときは、審査会に報告者本人の出席を求め、出席に応じた報告者に対し、委員が質問するものとする。
- (2) 出席要請に応じるか否か、及び委員の質問に答えるか否かは、報告者の任意である。
- (3) なお、正当な理由なく事情聴取に応じなかった者については、その旨を意見書中に記載するものとする。

6. その他

- (1) 疎明資料の取得に伴う費用及び事情聴取に応じた者に対する費用弁償は、行わないものとする。

資産等報告書に対する照会事項及び回答

【報告義務者】 山上 高昭

【照 会 事 項】

以下の３点について、文書による説明及び資料提出を求めます。

- ① （１）資産のオ「預貯金」について、備考欄に「相続手続きにより返済停止となっている」と記載がありますが、この記載のみでは意図が不明瞭であり、また、昨年度は「該当なし」であったものが増になった理由も分からないため、詳細の説明を求めます。
- ② （１）資産のオ「預貯金」について、議員報酬や事業所得の入金、また、借入金の返済等に利用している口座があると思われませんが、いずれの口座にも令和８年１月１日時点では預貯金が 50 万円以上はないということ間違いありませんでしょうか。
- ③ 「相続につき協議中」という状況が長期化しているため、その詳細を確認させていただく疎明資料として、次の２つの建物について登記簿の提出を求めます。
※建物の所在地等の詳細は、本審査意見書では省略。

【 回 答 】

- ① 「令和７年に債務の返済処理を一時的に停止することになったため、その分預金されている金額を「預貯金」の欄に記載している」旨の説明あり。
※その他相続に関する現在の状況等の詳細な説明は、本審査意見書では省略。
- ② 令和８年１月１日現在、一口座当たり 50 万円以上の預貯金はありませんでした。
- ③ 指定した建物の登記事項証明書の提出あり。

【審 議 結 果】

異議なし。今後、相続の状況に動きがあった場合、その変化が資産等報告書に適切に反映されることを期待する。

政治倫理審査会委員名簿

	氏 名	肩 書 等	備 考
会 長	大 野 慶 樹	弁護士	(8期目)
副会長	岡 田 麻 里	市 民	(5期目)
委 員	道 山 治 延	福岡大学 教授	(7期目)
委 員	南 谷 博 子	弁護士	(3期目)
委 員	松 永 史 帆	市 民	(5期目)
委 員	檜 木 雅 彦	市 民	(2期目)